

群馬県起業支援金のご案内

地域課題の解決を目的として群馬県内において新たに起業する方に対して、起業支援金の交付及び事業の立ち上げ等に関する伴走支援を実施します。

補助額

上限200万円

補助率

起業に要する対象経費の2分の1

交付人数

群馬県全体で30人

対象者の主な要件

- 本事業の公募開始日以降、事業期間完了日(令和2年1月31日)までに群馬県内において、個人事業の開業届出若しくは株式会社等の法人の設立を行い、その代表者となる者。
- 群馬県内に居住している者、又は、事業期間完了日(令和2年1月31日)までに居住する予定である者。
- 起業地の市町村において、産業競争力強化法(創業支援等事業計画)に基づく支援を受けること。

対象事業の主な要件

- 群馬県が地域再生計画において定める分野(※1)において、地域の課題の解決に資する社会的事業(※2)であること。
- 群馬県内で実施する事業であること。
- 公募開始日以降、事業期間完了日(令和2年1月31日)以前に新たに起業する事業であること。

※1：地域再生計画において定める分野

- 地域活性化 ●まちづくり推進 ●過疎地域活性化 ●買い物弱者支援
- 地域交通支援 ●社会教育 ●子育て支援 ●社会福祉 ●女性・高齢者活躍支援
- 外国人受入・多文化共生支援 ●環境
- その他市町村が抱える地域課題の解決を図る事業

※2：社会的事業

- 社会性：地域社会が抱える課題の解決に資すること。
- 事業性：提供するサービスの対価として得られる収益によって自立的な事業の継続が可能であること。
- 必要性：地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと。

公募期間

令和元年5月20日(月)～令和元年6月26日(水) (当日消印有効)

※公募の詳細は公募要項にてご確認ください

群馬県起業支援金 公募手続きについて

提出書類

- 事業計画書（指定の用紙）
- **起業支援金の申請に係る事業計画に対する意見書（市町村意見書）※**
- 居住地に関する誓約事項
- その他添付資料
（申請者の状況により異なりますので、公募要項にてご確認ください）

※起業支援金の申請に係る事業計画に対する意見書について

- ・市町村意見書とは、起業地の市町村（創業担当所属）が発行する意見書です。
- ・起業地の市町村での創業支援（相談やセミナー等、各市町村で異なる）を受けることも要件となっておりますので、応募する方は、起業地の市町村創業支援窓口にて、「意見書の発行」と「創業支援」についてご相談ください。

※各市町村の担当窓口は、公募要項に一覧を掲載しています。

公益財団法人 群馬県産業支援機構 総合相談課 群馬県起業支援金事務局

問合せ先

〒379-2147

群馬県前橋市亀里町884-1 群馬産業技術センター内

電話：027-265-5013

- 公募についてのご確認・ご相談（申請書類の記載方法、提出書類の確認、提出書類の送付方法など）は、事務局である公益財団法人群馬県産業支援機構へご連絡ください。
- 申請書類の様式データは、公益財団法人群馬県産業支援機構のHPにおいて、ダウンロードいただけます。

【URL】 https://www.g-inf.or.jp/html/startup_002.html